明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　一
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府五）　一
〔告　示〕
○電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件（総務五二）　二
○原戸籍が滅失した件（法務七一）　二
○除籍が滅失した件（同七二）　二
○ビサウ市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四六）　二
○シンズリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産四八五～四九五）　二
○保安林の指定を解除する件（同四九六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四九七～五〇七）　二
○出願公表後に名称変更がなされた件（同五〇八）　二
○監理技術者講習の休止の届出があった件（国土交通一九七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一九八～二〇〇）　二
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同二〇一）　二
○信号符字を点附した件（同二〇二）　二
○信号符字を取り消した件（同二〇三）　二
○船舶国籍証書は無効となった件（同二〇四）　二
○船舶国籍証書を無効とした件（同二〇五）　二
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛三八）　二
○道路に関する件（北陸地方整備局九、一〇）　二
○道路に関する件（中部地方整備局二四～二九）　二
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四四）　二
○道路に関する件（同四五、四六）　二
○道路に関する件（中国地方整備局二〇、二一）　二
○道路に関する件（九州地方整備局三六）　二
○道路に関する件（北海道開発局二三、二四）　二
〔国会事項〕
〔人事異動〕
金融庁　復興庁　経済産業省　環境省　二
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）　二
国家試験
平成二十四年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（条例で寸法を定める道路標識）

第三条の二　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。

第四条第一項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削る。

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年二月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。